

令和8年度からの税制改正(住民税)

問 税務課市民税係 (☎ 42-9111 内線 1722・1723)

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与の収入金額が190万円以下の場合は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

扶養親族等の所得要件の改正

配偶者控除・扶養控除・ひとり親控除の所得要件が、48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

上記の改正に伴い、配偶者特別控除の所得要件も、48万円超133万円以下から58万円超133万円以下に改正されます。

勤労学生控除の所得要件は、75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

特定親族特別控除の創設

合計所得金額が58万円超123万円以下の19歳以上23歳未満の生計を一にする親族を有する場合、その親族1人につき合計所得金額に応じて、最大45万円を控除する特定親族特別控除が創設されます。

まるっと体感 世界への扉をひらく 飛鳥・藤原の宮都

問 観光まちづくり課観光事業係 (☎ 42-9111 内線 3623)

世界遺産候補である「飛鳥・藤原の宮都」を味わい尽くすイベントです。トークショーやクイズ大会などに参加して、世界遺産候補を体感しませんか。

▶日時 ①1月25日㊐ ②1月31日㊌
各日 10:00～16:00

▶場所 ①あべのハルカス17階soranosu(大阪市阿倍野区)
②イオンモール橿原サンシャインコート
(橿原市曲川町)

▶内容 ①パネル展示・映像放映・世界遺産啓発のPRブース
②ワークショップ、ステージイベント、古代衣装撮影会、AR・VR体験、普及啓発コーナー

▶主催 世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会



詳細はこちら▲



飛鳥・藤原
Asuka-Fujiwara

移動型スマホ教室に参加しませんか

問 イノベーション推進室 (☎ 42-9111 内線 1621)

マートフォン教室専用車両(スマホなんでもサポート号)を使用した教室を開催します。専用車両内で、講師がビデオ通話で指導し、現地スタッフがサポートします。貸し出しスマートフォンを使用して、基本的な使い方から学ぶことができます。

▶定員 各回3名

▶費用 無料

▶開催日時・場所・内容

日程	開催場所*	11:00～12:00	13:00～14:00	14:30～15:30	16:00～17:00
2/26㊐	ヤマト一 桜井南店	入門編(画面の見方、電話の方法、文字入力、メールの方法など)	基礎編(地図アプリの基本操作、写真・動画の撮影、二次元コードの読み取りなど)	応用編(インターネットを使った検索、アプリのインストール、音声での操作など)	生成AIを使ってみよう
2/27㊏			応用編	生成AIを使ってみよう	LINEでコミュニケーション
3/3㊒	イオン 桜井店	LINEでコミュニケーション	生成AIを使ってみよう	ハザードマップで災害のリスクを確認しよう	スマホのセキュリティについて

*講座の内容について、開催場所への問い合わせはしないでください。

▶持ち物 スマートフォン(スマートフォンを持っていない人には貸し出します。「LINEでコミュニケーション」の講座は、スマートフォンを持っている人に限り受講できます)

▶申込方法 参加希望日の前日17時までに電話で下記へ【申し込み先】

スマホ教室予約窓口

(☎ 0800-111-9442)

受付 9:00～17:00(年中無休)



詳細はこちら▲

認知症について学びませんか

申・問 高齢福祉課地域包括ケア係（☎ 42-9111 内線 2171）

認知症カフェひだまり

認知症の人や認知症の人を支える家族が話をしたり、ちょっとした催しを楽しむことができる場所です。また、医療・介護に携わる専門スタッフと気軽に相談もできます。

▶日時・場所

1月 20 日㊱、3月 17 日㊱・保健福祉センター「陽だまり」
2階会議室 2

2月 17 日㊱・保健福祉センター「陽だまり」3階会議室 3
各日 13:30～15:00

▶対象 市内在住の認知症の人または認知症の疑いのある人、その家族

▶申込方法 参加する当日の正午までに住所・氏名・電話番号を電話で上記へ

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識や、認知症の人への接し方などを学びます。

▶日時 1月 15 日㊱ 13:30～15:00

▶場所 市役所 2階大会議室

▶対象 市内在住・在勤の人

▶定員 15 名 (先着順)

▶申込方法 1月 13 日㊱までに電話で上記へ

防災講演会を開催します

申・問 危機管理課危機管理係（☎ 42-9111 内線 1411）

今 和 8 年度から気象庁の防災

気象情報が大きく見直されます。住民の避難行動に対応した5段階の警戒レベルに合わせ、災害発生の危険度の高まりに応じて



各情報を発表するなど、より住民の皆さんの安全に考慮した変更です。今回の防災講演会では何がどう変わったか、専門家が分かりやすく解説します。

あなたと家族の命を守るために、参加しませんか。

▶日時 1月 31 日㊱ 13:30～15:00 (受付 13:00～)

▶場所 市立図書館研修室 1 (大字河西)

▶テーマ ●令和 8 年度からの新たな防災気象情報について ●気象の基礎的な講座

▶講師 谷口育子さん (奈良地方気象台防災気象官)

▶対象 市内在住・在勤(学)の人

▶定員 250 名 (先着順)

※申込不要・手話通訳あり

空き家ワンストップ相談窓口 を開設しています

問 住宅課住宅対策係（☎ 42-9111 内線 3163）

空き家の流通・改修・解体・登記手続きなどに関わる 7 つの専門家団体と桜井市が空き家の流通促進に関する連携協定を締結し、空き家に関する相談への対応をワンストップで行っています。相談の窓口は、桜井市が委託している NPO 法人空き家コンシェルジュです。専門の相談員が、相談の内容に応じて必要な専門家団体につなぎます。

NPO 法人空き家コンシェルジュとは

空き家の適正管理・利活用・除却を進めていくため、平成 25 年 5 月に設立された NPO 法人です。県内を中心に多くの自治体から委託を受け、行政・地域・専門家・専門家団体・地域団体などと連携した空き家総合相談窓口事業を行っています。

▶場所 空き家コンシェルジュ桜井事務所

大字栗殿 1029-5 吉本ビル 2 階

▶受付時間 9:00～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※水曜日は予約制

【問い合わせ・申し込み先】

空き家コンシェルジュ桜井事務所（☎ 45-5210）

相談の流れ

相談者



↑ ↓ 相談・対応

連携
(委託契約)

桜井市

窓口

NPO 法人空き家コンシェルジュ

連携 (協定締結)

連携

専門家団体

(公社) 奈良県宅地建物取引業協会・(一社) 奈良県建築士会

(公社) 奈良県不動産鑑定士協会・奈良県建築協同組合

(公社) 全日本不動産協会奈良県本部

(一社) 奈良県解体工事業協会・奈良県司法書士会